平成２４年（フ）第６９３６号
大阪府寝屋川市太間東町８番１号
債務者　秋田　将悟
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９６１号
大阪府豊中市桜の町６丁目14番７号、前住所大阪府豊中市桜の町６丁目３番３号
債務者　松本　千年
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７０３３号
大阪府高槻市東五百住町２丁目21番11―101号
債務者　山口　　恵（旧姓石井・奥野）
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３号
大阪市平野区喜連東４丁目６番18―409号
債務者　山口　健二
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０７２号
神戸市灘区岩屋中町１丁目４番24号　城村マンション202号
債務者　吉本　雅一
1　決定年月日時　平成25年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０９０号
神戸市中央区下山手通７丁目11番16―304号、従前の住所奈良県香芝市西真美３丁目７番地の27
債務者　加野　京子
1　決定年月日時　平成25年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１２０号
神戸市須磨区高倉台４丁目２番１―804号
債務者　中木村美奈子（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成25年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８７７号
広島市佐伯区五日市中央２丁目４番16―７号
債務者　古川惠美子（旧姓吉井）
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０７６号
広島市中区西平塚町８番４―802号
債務者　徳川　芳高
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０９２号
広島市東区若草町９番25―105号
債務者　上田　由香（旧姓桑山）
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２２１号
広島市東区尾長西１丁目３番９―203号　第３新原ビル
債務者　奥　　智治
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２４０号
広島市安芸区矢野西５丁目18番29―３号　オークス天畠ハイタウンＣ―１
債務者　冨田　聖司
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２７４号
広島市佐伯区三筋１丁目９番12―201号
債務者　林　　隆
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５２号
福岡県飯塚市新飯塚19番26号　プランドール赤尾105号
債務者　野上　昌子（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成25年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第１５３号
福岡県飯塚市鶴三緒1607番地９　今中アパート203、前住所福岡県福岡市東区唐原１丁目24番18号
債務者　紅露　保雄
1　決定年月日時　平成25年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第５１４号
大分市汐見２丁目27番３号
債務者　津田　和子
1　決定年月日時　平成25年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５３号
大分県杵築市大字大内434番地、申立前の住所大分県杵築市大字片野930番地３
債務者　廣石　幸予（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成25年１月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係